

株 主 各 位

札幌市中央区大通西7丁目3番地1
北海道瓦斯株式会社
取締役社長 前 泉 洋 三

第160回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下の方法によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示いただき、平成18年6月28日（水曜日）午後5時までには到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）より議決権をご行使いただく際には、別添の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、平成18年6月28日（水曜日）午後5時までには議案に対する賛否をご入力ください。

【重複行使の取扱い】

書面もしくはインターネットにより、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、書面とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

なお、書面とインターネットによる議決権行使が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 札幌市中央区大通西7丁目3番地1
エムズ大通ビル 4階 当社会議室

3. 株主総会の目的である事項

報告事項

1. 第160期 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
2. 第160期 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 第160期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |
| 第6号議案 | 取締役および監査役の報酬等の額改定の件 |
- 以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(ホームページアドレス<http://www.hokkaidogas.co.jp/>)において修正後の事項を掲載させていただきます。

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

I 営業の概況

1. 企業集団の営業の経過および成果

(1) 営業活動の状況

当期におけるわが国経済は、原油価格の高騰などの懸念材料がありましたものの、企業収益の改善等を背景に、民間設備投資や個人消費に加え輸出・生産においても緩やかな増加がみられ、雇用情勢も上向くなど、景気は回復基調で推移いたしました。

エネルギー業界では、規制緩和の進展等に伴い、他エネルギーとの競合が更に激化しつつあります。

このような状況のもと、当社グループは、ガスの販売拡大を中心として各事業分野において営業活動に積極的に取り組んでまいりましたが、当期の連結売上高は、都市ガス・LPG事業が堅調に推移したものの、主に器具販売事業、その他の事業の減収により、前期に比べ0.5%減の62,203,672千円となりました。

一方、費用の面におきましては、経営全般にわたる合理化・効率化に努めましたが、LPG原料の高騰の影響等により、経常利益は前期に比べ21.4%減の1,474,421千円となりました。また、特別損失として、投資有価証券評価損および固定資産減損損失を計上した結果、当期純利益は前期に比べ51.1%減の521,500千円となりました。

以下、事業別の概要をご報告申し上げます。

都市ガス事業

当期の新設件数は6,143件で、当期末のお客さま件数は550,635件となりました。

ガス販売量は、家庭用については、春先や暖房需要期に気温が低めに推移した影響等により、前期に比べ2.1%増の112,592千 m^3 となりました。業務用については商業用・工業用等の新規大口物件の獲得が寄与したこと等により、同7.9%増の219,819千 m^3 となり、合計で同5.9%増の332,411千 m^3 となりました。

売上高は、大口物件獲得や原料費調整制度の影響等で、同2.7%増の38,617,629千円となりました。

一方、営業費用は、同0.5%増の34,674,928千円となり、営業利益は同26.5%増の3,942,701千円となりました。

L P G事業

売上高は、業務用新規物件の稼働等により、前期に比べ6.0%増の7,214,796千円となりました。

一方、営業費用は、原料単価の上昇により、同9.3%増の6,891,167千円となり、営業利益は同35.9%減の323,629千円となりました。

受注工事業

売上高は、導管工事では業務用大型物件の竣工等がありましたが、土木工事、リフォーム工事の減少等が影響し、前期に比べ2.4%減の6,757,495千円となりました。

一方、営業費用は、同1.6%増の6,928,942千円となり、171,446千円の営業損失となりました。

器具販売事業

売上高は、家庭用コージェネレーションシステム「ECOWILL (エコウィル)」の販売台数増加や新規大型物件獲得等がありましたが、前期に比べ8.8%減の5,741,177千円となりました。

一方、営業費用は、同2.5%減の5,633,487千円となり、営業利益は同79.1%減の107,689千円となりました。

その他の事業

売上高は、店舗用設備等の販売や不動産販売等が減少し、前期に比べ9.9%減の9,353,375千円となりました。

一方、営業費用は、同7.9%減の9,115,040千円となり、営業利益は同50.7%減の238,334千円となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資総額（有形固定資産の他、無形固定資産、長期前払費用、繰延資産を含む）は11,527,043千円となりました。設備投資の大半は当社が占めており、主な設備投資には導管3,399,824千円、天然ガス転換関連設備1,364,532千円、繰延資産2,532,182千円等があります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当社の企業集団のうち当社および連結子法人等は、キャッシュ・マネジメント・システムにより企業集団の資金効率化を行っており、当社が資金調達の窓口となっております。

当社は平成18年2月に公募による新株式発行により2,127,440千円、また同年3月に第三者割当増資による新株式発行により303,920千円を調達いたしました。

社債につきましては当期中の償還、発行がありませんでしたので残高の増減はありません。長期借入金は約定返済額以内に新規借入を抑えておりますので、残高は前期末に比べ2,870,600千円減少いたしました。また、当社および連結子法人等の運転資金として、当期末には短期借入金1,676,410千円、ならびにコマーシャル・ペーパー2,000,000千円の残高があります。

(4) 企業集団が対処すべき課題

規制緩和の進展により、エネルギー業界は本格的な競争時代に突入しております。来年4月には改正ガス事業法による更なる自由化範囲の拡大が予定されており、ガス市場においても競争が一層激化することが予想されます。

このような中、競争力強化の一環として本年5月1日に都市ガス料金を改定し、引き下げを行いました。より一層お客さまニーズに対応して他エネルギーとの競争力を高め、ガス需要の更なる拡大を図ってまいります。省エネ型ガス床暖房・給湯暖房システム「Fact（ファクト）」や家庭用コージェネレーションシステム「ECOWILL（エコウィル）」が、お客さまからご好評をいただいております。市場シェアは着実に増加しております。引き続きお客さまニーズに対応した快適な暮らしの提案を通して、天然ガスの更なる普及拡大を図ってまいります。

また、今後も燃料電池やガスエンジン、ガスタービンを用いたコージェネレーションなど「エネルギー資源を効率良く利用できる環境効率性に優れた機器・システムの開発」を通して、北海道の豊かな自然

を守り、環境保全に貢献し、地域社会の発展に寄与していきたいと考えております。

本年4月には、北見市より都市ガス事業を譲り受け、新たに北見支店を開設し営業を開始いたしました。北見地区は当社の5番目の供給エリアであり、北見支店は道東地区初の営業拠点となります。

一方、平成8年から推進してまいりました天然ガス転換事業も順調に進捗し、平成17年までに札幌、千歳、小樽地区を完了し、本年3月末には約50万件のお客さまの天然ガス化が終了いたしました。平成18年12月には函館地区の作業が完了する予定（北見地区は平成21年を予定）となっております。今後も引き続き安全かつ確実に作業を遂行してまいります。

当社グループは、環境に優しく、品質・サービスに優れたエネルギー利用の提案や、エネルギーを中心としてお客さまの快適な暮らしをサポートする「総合エネルギーサービス事業」を展開してまいります。今後とも、お客さまのニーズを的確に捉え、お客さまのご期待に応えられるよう、商品・サービスおよびソリューションスキルの向上等により地域密着型の営業を展開するとともに保安の維持・向上に努めてまいります。株主のみなさまにおかれましては、当社グループの取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも変わらぬご指導・ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

2. 営業成績および財産の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績および財産状況の推移

区 分	第 157 期 (平成14年度)	第 158 期 (平成15年度)	第 159 期 (平成16年度)	第 160 期 (平成17年度)
総 売 上 高 (千円)	60,869,527	61,242,104	62,538,618	62,203,672
経 常 利 益 (千円)	1,975,141	2,065,941	1,876,379	1,474,421
当 期 純 利 益 (千円)	742,951	873,367	1,066,894	521,500
1株当たり当期純利益 (円)	11.91	14.04	17.22	8.30
総 資 産 (千円)	103,740,583	103,348,181	101,059,489	103,419,369
純 資 産 (千円)	24,426,340	25,381,645	26,175,080	28,162,478

(注) 1. 1株当たり当期純利益の金額は、期中の平均発行済株式数から自己株式数を控除した株式数でそれぞれ除して算出いたしました。

2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

第157期 (平成14年度)

ガス販売量が6.4%増加したこと等により、ガス売上高は1.2%増加いたしました。受注工事・器具販売も増収となり、総売上高は、2.3%の増加となりました。一方、費用の面におきましては、原材料費の増加がありましたが、経営全般にわたるコスト低減に努めましたため、経常利益は35.3%増加しました。

なお、特別損失として固定資産臨時償却費813,082千円を計上しております。

第158期 (平成15年度)

ガス販売量が4.4%増加したこと等により、ガス売上高は1.3%増加し、総売上高は0.6%増加しました。一方、費用の面におきましては、経営全般にわたるコスト低減に努めましたため、経常利益は4.6%増加しました。

なお、特別利益として退職給付制度改定利益1,174,213千円を、特別損失として固定資産除却費等2,075,614千円を計上しております。

第159期 (平成16年度)

ガス販売量は5.8%増加したものの、平成16年5月に実施した料金引き下げの影響等により、ガス売上高は2.0%減少しましたが、その他の事業が増収となり、総売上高は2.1%増加しました。一方、経常利益は、原材料費の増加、減価償却費の増加等により9.2%減少しました。

なお、前期に引き続き特別利益として退職給付制度改定利益475,365千円を計上し、特別損失として役員退職慰労引当金引当額403,784千円を計上しております。

第160期 (平成17年度)

当期につきましては、前記「企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(2) 当社の営業成績および財産状況の推移

区 分	第 157 期 (平成14年度)	第 158 期 (平成15年度)	第 159 期 (平成16年度)	第 160 期 (平成17年度)
総 売 上 高 (千円)	48,082,073	47,433,653	46,050,235	47,054,760
経 常 利 益 (千円)	1,312,230	1,152,263	1,013,019	1,018,066
当 期 純 利 益 (千円)	301,484	339,524	587,565	427,307
1株当たり当期純利益 (円)	4.88	5.50	9.53	6.85
総 資 産 (千円)	94,199,480	90,898,397	91,089,486	94,138,276
純 資 産 (千円)	21,494,631	21,919,888	22,239,354	24,131,584

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の金額は、期中の平均発行済株式数から自己株式数を控除した株式数でそれぞれ除して算出いたしました。
2. 第158期より、改正後のガス事業会計規則により計算書類等を作成しておりますので、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
3. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

II 会社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 企業集団の主要な事業の内容

事業区分	主要な事業内容
都市ガス	都市ガスの製造・供給および販売
L P G	簡易ガス事業およびL P G販売
受注工事	ガス工事、建築工事、土木工事
器具販売	ガス機器の販売および貸付け
その他	石油製品販売、不動産販売・賃貸・仲介、旅行・保険代理業、照明機器等販売、天然ガス自動車および充填ガスの販売、熱供給事業

2. 株式の状況

- (1) 会社が発行する株式の総数 160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 69,863,922株
- (注) 発行済株式の総数は、平成18年2月6日開催の取締役会決議に基づく公募による新株式発行および第三者割当増資による新株式発行により、当期中に8,000,000株増加し、69,863,922株となりました。
- (3) 株主数 7,166名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
日本生命保険相互会社	5,310千株	7.60%	一千株	—%
第一生命保険相互会社	5,000	7.15	—	—
東京瓦斯株式会社	4,274	6.11	40	0.00
株式会社北洋銀行	3,006	4.30	—	—
みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託	2,629	3.76	—	—
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	2,316	3.31	—	—
札幌市	2,244	3.21	—	—
北海道信用農業協同組合連合会	2,000	2.86	—	—
株式会社北海道銀行	2,000	2.86	—	—
明治安田生命保険相互会社	1,450	2.07	—	—

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てております。
2. 出資比率は、小数第3位以下を切り捨てております。
3. 当社は、株式会社北洋銀行の持株会社である株式会社札幌北洋ホールディングスの普通株式741株（出資比率0.18%）を所有しております。

4. みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託の持株数2,629千株は、株式会社みずほ銀行が委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は、株式会社みずほ銀行が留保しております。なお当社は、株式会社みずほ銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式338,57株（出資比率0.00%）を所有しております。
5. 当社は、株式会社北海道銀行の持株会社である株式会社ほくほくフィナンシャルグループの普通株式129千株（出資比率0.00%）、優先株式600千株（出資比率0.55%）を所有しております。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有

① 取得株式	
普通株式	49,688株
取得価額の総額	17,196千円
② 処分株式	
普通株式	1,169株
処分価額の総額	405千円
③ 失効手続きをした株式	
普通株式	一株
④ 決算期における保有株式	
普通株式	253,273株

3. 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
北ガスジェネックス株式会社	80,000千円	100.00%	簡易ガス事業およびLPG販売
北ガスサービス株式会社	46,000	100.00	集金・検針業務 保険代理業
株式会社ケージーブランニング	10,000	100.00 (100.00)	照明機器等販売業
北ガス建設株式会社	300,000	100.00	ガス工事
株式会社エナジーソリューション	350,000	100.00	熱供給事業
天然ガス自動車北海道株式会社	250,000	72.00	天然ガス自動車および 充填ガスの販売

- (注) 1. 出資比率は、小数第3位以下を切り捨てております。
 2. 出資比率欄の()内は当社の子法人等が所有する出資比率を内数で示しております。
 3. 当期の連結子法人等は、株式会社エナジーソリューションを新たに加えた上記重要な子法人等の6社であり、他の持分法適用会社9社を含めた当期の連結売上高は62,203,672千円、連結当期純利益は521,500千円であります。

4. 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高	借入先が有する当社の株式	
		持 株 数	出 資 比 率
日本政策投資銀行	19,476,400千円	一千株	—%
株式会社北洋銀行	1,673,410	3,006	4.30
日本生命保険相互会社	1,453,000	5,310	7.60
北海道信用農業協同組合連合会	1,394,000	2,000	2.86

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てております。
 2. 出資比率は、小数第3位以下を切り捨てております。
 3. 上記には記載されておりませんが、平成18年3月31日現在当社は株式会社北洋銀行とともに株式会社札幌北洋ホールディングスの完全子会社である株式会社札幌銀行より502,000千円を借入しております。

5. 企業集団の従業員の状態

(1) 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
都市ガス	566	—
L P G	92	1
受注工事	131	△ 4
器具販売	29	△ 5
その他	94	13
全社(共通)	43	△ 1
合計	955	4

(2) 当社の従業員の状態

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
649名	△ 2名	39.1歳	17.6年

- (注) 1. △印は減少を表しております。
 2. 上記のほかに関係会社等への出向者23名、嘱託等293名がおります。

6. 企業集団の主要な事業所

(1) 当社

区分	名称	所在地
本社		札幌市中央区
支店	小樽支店	小樽市入船
	函館支店	函館市万代町
	千歳支店	千歳市清水町
工場	函館工場	函館市万代町
	函館みなと工場	函館市港町

- (注) 1. 天然ガス転換作業完了に伴い、札幌工場を平成17年8月10日付で、小樽工場を平成18年2月10日付で廃止いたしました。
 2. 函館地区における天然ガス転換のため、平成18年2月11日付で、函館みなと工場を開設いたしました。
 3. 北見市のガス事業譲り受けに伴い、平成18年4月1日付で北見支店および北見工場を開設いたしました。

(2) 子法人等

名 称	本 社 所 在 地
北ガスジェネックス株式会社	札幌市東区
北ガスサービス株式会社	札幌市中央区
株式会社ケージープランニング	東京都港区
北ガス建設株式会社	札幌市白石区
株式会社エナジーソリューション	札幌市中央区
天然ガス自動車北海道株式会社	札幌市厚別区
北東住設機器株式会社	札幌市東区
株式会社エネッセル	札幌市厚別区
石狩サービス株式会社	石狩市花川
北ガスシステムサポート株式会社	札幌市中央区
株式会社小樽ガス住設	小樽市花園
株式会社日石プロパン供給センター	北広島市大曲
ケージーセントラルスポーツ株式会社	札幌市中央区
株式会社北海道熱供給公社	札幌市東区
株式会社サッポロエネルギーサービス	札幌市中央区

7. 取締役および監査役

地 位	担当または主な職業	氏 名
※取締役会長		佐々木 正 丞
※取締役社長		前 泉 洋 三
※取締役副社長	天然ガス転換事業部・技術開発研究所・ 技能開発センター担当、天然ガス転換事 業部長	大 槻 博
常務取締役	輸送ネットワーク事業部担当、輸送ネッ トワーク事業部長	高 橋 雄 介
常務取締役	リビング事業部担当、リビング事業部長	濱 多 悟
常務取締役	コーポレートスタッフ部門統括、業務高 度化推進部・資材・経理財務・人事担当	花 坂 耕 治
取 締 役	広報・総務・秘書担当、広報兼総務兼秘 書担当部長	小 林 信 介
取 締 役	株式会社北海道熱供給公社取締役副社長	種 畑 徹
取 締 役	エネルギー事業部担当、エネルギー事業 部長	早 崎 正 一
取 締 役	地域開発・経営企画担当、地域開発兼経 営企画担当部長	岡 崎 哲 哉
取 締 役		伊 藤 亨
常勤監査役		井 川 洋
常勤監査役		越前谷 正 俊
監 査 役		安 達 正
監 査 役		高 橋 賢 治

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 2. 種畑 徹氏は、平成17年6月23日付で株式会社北海道熱供給公社取締役副社長に就任いたしました。
 3. 平成17年6月23日付で次のとおり取締役の担当に変更がありました。
 小林信介 地域開発・経営企画・広報・秘書担当
 4. 平成17年6月29日開催の第159回定時株主総会終結の時をもって、辞任により取締役相談役の鍵山一郎氏は退任し、その補欠として伊藤 亨氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
 5. 上記株主総会終了後の取締役会において、取締役の花坂耕治氏は常務取締役に選任され就任いたしました。
 6. 平成17年7月1日付で常務取締役の花坂耕治、取締役の小林信介、岡崎哲哉の各氏の担当を上記表記載のとおりに変更いたしました。
 7. 取締役のうち伊藤 亨氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
 8. 監査役のうち井川 洋、高橋賢治の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

8. 会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| (1) 当社および子法人等が支払うべき報酬等の合計額 | 29,000千円 |
| (2) 上記(1)の合計額のうち、監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 29,000千円 |
| (3) 上記(2)の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 29,000千円 |
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(3)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

Ⅲ 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
固定資産	77,574,838	固定負債	45,160,855
有形固定資産	65,538,835	社 債	13,000,000
製造設備	4,719,930	転換社債	6,802,000
供給設備	49,412,979	長期借入金	21,205,000
業務設備	9,642,673	再評価に係る繰延税金負債	1,318,034
附帯事業設備	1,020,447	退職給付引当金	1,440,213
建設仮勘定	742,803	役員退職慰労引当金	500,968
無形固定資産	2,050,040	ガスホルダー修繕引当金	304,551
営業権	47,482	その他固定負債	590,087
ソフトウェア	1,957,890	流動負債	24,845,836
その他無形固定資産	44,667	1年以内に期限到来の固定負債	12,984,600
投資その他の資産	9,985,963	買掛金	2,098,222
投資有価証券	3,999,971	短期借入金	1,676,410
関係会社投資	2,741,817	未払金	2,240,151
長期前払費用	196,874	未払費用	1,792,254
繰延税金資産	28,634	未払法人税等	225,848
前払年金費用	1,878,967	未払受金	110,633
その他投資	1,222,335	預り金	60,309
貸倒引当金	82,637	関係会社短期債務	1,643,287
流動資産	11,802,114	コマーシャル・ペーパー	2,000,000
現金及び預金	106,783	その他流動負債	14,118
受取手形	175,625	負債合計	70,006,691
売掛金	3,571,585	資 本 の 部	
関係会社売掛金	473,936	資本金	5,037,827
未収入金	272,154	資本剰余金	2,797,778
製品料	14,043	資本準備金	2,797,598
原貯蔵品	336,771	その他資本剰余金	179
前払費用	66,140	自己株式処分差益	179
関係会社短期債権	5,793,842	利益剰余金	15,861,913
繰延税金資産	301,849	利益準備金	775,775
工事仕掛原価	563,122	任意積立金	13,600,000
その他流動資産	129,595	別途積立金	13,600,000
貸倒引当金	214,357	当期未処分利益	1,486,138
繰延資産	4,761,323	土地再評価差額金	888,796
開発費	4,761,323	株式等評価差額金	1,393,440
資産合計	94,138,276	その他有価証券評価差額金	1,393,440
		自己株式	70,579
		資本合計	24,131,584
		負債・資本合計	94,138,276

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

		費	用	収	益
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部		千円		千円
		売上原価	13,551,783	製品売上	38,617,629
		期首たな卸高	12,805	ガス売上	38,617,629
		当期製品製造原価	13,611,043		
		当期製品自家使用高	58,022		
		期末たな卸高	14,043		
		(売上総利益)	(25,065,846)		
		供給販売費	21,200,197		
		一般管理費	2,346,707		
		(事業利益)	(1,518,940)		
営業雑費用	6,881,911	営業雑収益	7,051,020		
受注工事費用	1,628,828	受注工事収益	1,718,935		
器具販売費用	5,253,083	器具販売収益	5,305,125		
		その他営業雑収益	26,959		
附帯事業費用	1,245,839	附帯事業収益	1,386,110		
(営業利益)	(1,828,320)				
営業外費用	1,421,615	営業外収益	611,361		
支払利息	584,773	受取利息	23,915		
社債利息	353,190	有価証券利息	600		
新株発行費償却	24,331	受取配当金	44,750		
雑支出	459,319	賃貸料収入	222,785		
		熱量変更支援等収入	181,901		
(経常利益)	(1,018,066)	雑収入	137,408		
特別損益部					
特別損失	305,000				
投資有価証券評価損	305,000				
(税引前当期純利益)	(713,066)				
法人税等					
法人税等調整額	285,759				
当期純利益	427,307				
合 計	47,666,122	合 計	47,666,122		
	当期純利益	427,307千円			
	前期繰越利益	1,063,955			
	土地再評価差額金取崩額	5,124			
	当期末処分利益	1,486,138			

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、千歳支店ならびに供給設備のうち石狩供給所、天然ガス用設備および平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物 3～50年

導管 13～22年

機械装置および工具器具備品 2～20年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産のうち、一括償却を選択した資産については、3年間で均等償却をしております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却をしております。

2. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

製品・原料

総平均法による原価法によっております。

貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 新株発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 開発費

商法施行規則に定める最長期間（5年間）による均等額償却を行っております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、前回の修繕実施額に基づく次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、適用要件を満たしている場合は、金利スワップ特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金

(3) ヘッジ方針

内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。なお、実需に関係のないデリバティブ取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性評価は、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。但し、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

重要な会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

貸借対照表の注記

1. 事業用土地の再評価

土地再評価法（「土地の再評価に関する法律」平成10年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を資本の部に計上しております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価格に合理的な調整を行う方法および第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,663,058千円

なお、当期末において、土地の再評価に係る繰延税金資産相当額について回収可能性を検討した結果、確実な回収を見込むことが困難なもの1,163,122千円を取崩し、同額を「土地再評価差額金」から減額しております。

- | | |
|--|---------------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 104,517,308千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務のうち子会社に対するものは次のとおりであります。 | |
| 短期金銭債権 | 6,087,958千円 |
| 短期金銭債務 | 1,643,287千円 |
| 4. 関係会社投資のうち子会社株式 | 1,034,167千円 |
| 5. 保証債務 | 47,397千円 |
| 6. 役員退職慰労引当金およびガスホルダー修繕引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。 | |
| 7. 商法施行規則第124条第1号に規定する超過額 | 1,187,949千円 |
| 8. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産の増加額 | 1,393,440千円 |
| 9. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 | |

損益計算書の注記

- | | | | | |
|------------------------------|---|---|------------|-------------|
| 1. 子会社との取引高 | 売 | 上 | 高 | 2,281,726千円 |
| | 仕 | 入 | 高 | 6,797,619千円 |
| | | | 営業取引以外の取引高 | 1,022,252千円 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | | | | 6円85銭 |
| 3. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 | | | | |

利益処分案

当期末処分利益	1,486,138,640円
---------	----------------

これを次のとおり処分いたします。

利益配当金 (1株につき 6円)	417,663,894
---------------------	-------------

次期繰越利益	1,068,474,746
--------	---------------

(注) 利益配当金につきましては、自己株式253,273株を除いて計算しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月 6日

北海道瓦斯株式会社
取締役会 御中

監査法人 芹沢会計事務所

代表社員 公認会計士 伊原 美好 ㊞

業務執行社員 公認会計士 神山 俊一 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、北海道瓦斯株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第160期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第160期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社に対しては営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人芹沢会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月9日

北海道瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 井川 洋 (印)

常勤監査役 越前谷 正 俊 (印)

監 査 役 安 達 正 (印)

監 査 役 高 橋 賢 治 (印)

(注) 常勤監査役 井川 洋及び監査役 高橋賢治は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
固定資産	85,943,243	固定負債	47,064,849
有形固定資産	72,927,860	社 債	13,000,000
製造設備	4,719,930	転換社債	6,802,000
供給設備	48,843,769	長期借入金	21,889,040
業務設備	9,609,917	再評価に係る繰延税金負債	1,318,034
その他の設備	8,956,477	退職給付引当金	2,603,622
建設仮勘定	797,766	役員退職慰労引当金	500,968
無形固定資産	2,190,028	ガスホルダー修繕引当金	304,551
その他無形固定資産	2,190,028	そ 他	646,632
投資その他の資産	10,825,353	流動負債	28,151,238
投資有価証券	6,581,014	1年以内に期限到来の固定負債	13,424,380
繰延税金資産	831,304	支払手形及び買掛金	4,277,545
そ 他	3,553,363	短期借入金	1,876,410
貸倒引当金	140,328	コマーシャル・ペーパー	2,000,000
		そ 他	6,572,902
流動資産	12,700,685	負債合計	75,216,087
現金及び預金	1,104,080	少数株主持分	
受取手形及び売掛金	6,438,852	少数株主持分	40,804
たな卸資産	2,046,815	資 本 の 部	
繰延税金資産	441,369	資 本 金	5,037,827
そ 他	2,930,123	資本剰余金	2,797,778
貸倒引当金	260,556	利益剰余金	19,881,948
繰延資産	4,775,441	土地再評価差額金	888,796
開 発 費	4,761,323	株式等評価差額金	1,404,299
そ 他	14,117	自己株式	70,579
資産合計	103,419,369	資本合計	28,162,478
		負債・少数株主持分及び資本合計	103,419,369

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

		費	用	収	益
経常損益の部	営業損益の部	売上原価	千円 32,935,838	売上高	千円 62,203,672
		(売上総利益)	(29,267,833)		
		供給販売費及び一般管理費	27,118,449		
		供給販売費	24,060,068		
		一般管理費	3,058,380		
	(営業利益)	(2,149,384)			
	営業外損益の部	営業外費用	1,444,338	営業外収益	769,376
		支払利息	956,693	受取利息	8,036
		その他	487,645	受取配当金	35,225
				賃貸料収入	200,814
			熱量変更支援等収入	181,901	
		持分法による投資利益	121,624		
		その他	221,773		
	(経常利益)	(1,474,421)			
特別損益の部	特別損失	500,017			
	投資有価証券評価損	305,000			
	固定資産減損損失	195,017			
	(税金等調整前当期純利益)	(974,404)			
	法人税、住民税及び事業税	262,763			
	法人税等調整額	186,299			
	少数株主利益	3,841			
	当期純利益	521,500			
	合計	62,973,048	合計	62,973,048	

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等 6社

(北ガスジェネックス(株)、北ガスサービス(株)、(株)ケージープランニング、北ガス建設(株)、(株)エナジーソリューション、天然ガス自動車北海道(株))

(株)エナジーソリューションについては、当連結会計年度に新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

非連結子法人等 8社

連結の範囲から除いた子法人等は、総資産額、売上高、当期純損益および利益剰余金(持分に見合う額)等の合計額がいずれも小規模であり、かつ質的にも重要性に乏しく連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子法人等および関連会社 9社

(北東住設機器(株)、(株)エネッセル、石狩サービス(株)、北ガスシステムサポート(株)、(株)小樽ガス住設、(株)日石プロパン供給センター、ケーシーセントラルスポーツ(株)、(株)北海道熱供給公社、(株)サッポロエネルギーサービス)

持分法を適用していない非連結子法人等3社は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、北ガス建設(株)の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、北ガス建設(株)については12月31日現在の計算書類を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、主として原価法(製品・原料は総平均法、貯蔵品は移動平均法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。但し、当社の千歳支店ならびに供給設備のうち石狩供給所、天然ガス用設備および一部の連結子法人等は、定額法によっております。

また、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物	3～50年
導管	13～22年
機械装置および工器具備品	2～20年

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産のうち、一括償却を選択した資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産

定額法によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用

均等償却をしております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。

開発費 商法施行規則に定める最長期間（5年間）による均等償却を行っております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、前回の修繕実施額に基づく次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、適用要件を満たしている場合は、金利スワップ特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金

為替予約 外貨建予定取引(原料購入代金)

ヘッジ方針

内規に基づき、金利変動リスクおよび為替変動リスクをヘッジしております。なお、実需に関係のないデリバティブ取引は行っておりません。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性評価は、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。但し、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、5年間の均等償却を行っております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を適用しております。

これにより税金等調整前当期純利益は195,017千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

連結貸借対照表の注記

1. 事業用土地の再評価

当社は、土地再評価法（「土地の再評価に関する法律」平成10年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価格に合理的な調整を行う方法および第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,663,058千円

なお、当期末において、土地の再評価に係る繰延税金資産相当額について回収可能性を検討した結果、確実な回収を見込むことが困難なもの1,163,122千円を取崩し、同額を「土地再評価差額金」から減額しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

111,958,973千円

3. 担保資産および担保付債務

有形固定資産（工場財団他）

1,422,715千円

担保付長期借入金

248,220千円

4. 保証債務

182,330千円

5. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書の注記

1. 1株当たり当期純利益

8円30銭

2. 固定資産減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (千円)
札幌市東区	遊休資産	土 地	195,017

当社グループは、減損会計の適用に当たって、ガス事業に使用している固定資産は、ガスの製造から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしています。それ以外の事業用固定資産については、個々の事業毎に1つの資産グループとしています。また、それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎にグルーピングを行っております。

将来の具体的使用計画がない遊休資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は、不動産鑑定士から入手した鑑定評価額に基づく正味売却価額により測定しております。

3. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月 6日

北海道瓦斯株式会社
取締役会 御中

監査法人 芹沢会計事務所

代表社員 公認会計士 伊原 美好 ⑩

業務執行社員 公認会計士 神山 俊一 ⑩

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、北海道瓦斯株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第160期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い北海道瓦斯株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日））を適用している。この変更は平成18年3月31日に終了する営業年度に係る連結計算書類から同会計基準及び同適用指針が適用されたことに伴うものであり相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第160期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、調査いたしました。また、必要に応じて子会社に対し会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人芹沢会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月9日

北海道瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 井川 洋 ⑩

常勤監査役 越前谷 正 俊 ⑩

監査役 安達 正 ⑩

監査役 高橋 賢 治 ⑩

(注) 常勤監査役 井川 洋及び監査役 高橋賢治は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第160期利益処分案承認の件

議案の内容は21頁に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、安定的配当維持のため、当期の業績、その他諸般の事情を勘案して前期と同じく1株につき6円とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

会社の機関を明記する規定が必要になったものであります。

株券の不発行が原則となったため、上場会社として株券を発行する旨の規定が必要になったものであります。単元未満株式につきまして、基本的な権利はほぼ従来どおり維持したうえ、他の権利を限定して株式管理の合理化を図るため、規定を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令の定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう規定を新設するものであります。

議決権行使の代理人の人数を定め、また、不統一行使の通知方法は書面により行うこととし、株主様のご意思を明確に把握するため、規定を変更するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の書面決議を可能にする規定を新設するものであります。

社外監査役として適任者を招聘し、多角的な視点による監査体制の充実を図るため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にする旨の規定を新設するものであります。

その他、会社法の施行に伴い、文言の変更、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

- (2) 商号につきまして、取引環境や株式市場の国際化の進展に備え、英文での表示を追加するものであります。
- (3) 経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年に短縮して変更するものであります。
- (4) 機動的な経営体制を可能にしてコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、代表取締役および役付取締役に関する規定を変更するものであります。
- (5) 社外取締役として適任者を招聘し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能にする旨の規定を新設するものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。
- (6) 監査体制の充実を図るため、定員を5名以内に増員して変更するものであります。
- (7) その他、規定の明確化を図るため、表現の整理や、条文の新設、移設および統合、ならびに不要条文の削除等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 本社は北海道瓦斯株式会社と称する。	(商号) 第1条 本社は、北海道瓦斯株式会社と称し、英文では、 <u>HOKKAIDO GAS CO., LTD.</u> と表示する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>【新設】</p> <p>(公告方法) 第4条 本会社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 本会社の発行する株式の総数は1億6千万株とする。</p> <p>【新設】</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受けることができる。</u></u></p> <p>(<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>) 第7条 本会社の<u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u> 本会社は<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 本会社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法) 第5条 本会社の公告方法は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、<u>1億6千万株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 本会社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 本会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を<u>取得することができる。</u></u></p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>) 第9条 本会社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u> 2. 本会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款

【新設】

(単元未満株式の買増し)

第8条 本会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(名義書換代理人)

第9条 本会社は株式につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録の手續、株券の不所持の申出、届出の受理、単元未満株式の買取りおよび買増し、実質株主通知の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。

変 更 案

(単元未満株式についての権利)

第10条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第11条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) <u>第10条</u> 本会社の株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録の手続、株券の不所持の申出、届出の受理、単元未満株式の買取りおよび買増し、実質株主通知の受理等株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株券の種類については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) <u>第13条</u> 本会社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>
<p>(住所等の届出) <u>第11条</u> 株主、質権者またはその法定代理人は、その氏名・住所および印鑑を本会社の名義書換代理人に届出なければならない。その変更の場合も同様とする。 <u>外国居住の株主、質権者またはその法定代理人は日本国内に代理人を置き、代理人の印鑑を添えて、その旨を本会社の名義書換代理人に届出なければならない。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>(基準日) <u>第12条</u> 本会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもってその決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 <u>前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者をもって、その権利を行使できる株主または質権者とする。</u></p>	<p>【削除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年6月、臨時株主総会は必要ある場合、随時、本店所在地においてこれを招集する。</p> <p><u>総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議により社長が招集する。社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 <u>株主総会の議長は社長がこれに当たる。社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>【新設】</p> <p>(議決権)</p> <p>第15条 <u>法令に別段の定めある場合を除き、株主は1単元に付き1個の議決権を有する。</u></p> <p>【新設】</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 定時株主総会は毎年6月、臨時株主総会は必要ある場合、随時、本店所在地においてこれを招集する。</p> <p>【削除】</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>【削除】</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【新設】</p> <p>(決議方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は本会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 本社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提出したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使等)</p> <p>第19条 株主は、<u>本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</u></p> <p>2. <u>会社法第313条第2項に定める議決権の不統一行使の通知方法は、書面により行うこととする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(総会の議事録) <u>第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員) <u>第19条 取締役は15名以内とする。</u> <u>取締役に欠員を生じた場合、法定員数を欠かないときは補欠選挙を延期することができる。</u></p> <p>(取締役の選任) <u>第20条 取締役は株主総会において選任する。</u> <u>前項の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) <u>第21条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) <u>第22条 社長は代表取締役たるものとする。</u> <u>前項のほか、取締役会の決議をもって、役付取締役中から代表取締役若干名を選任することができる。</u></p>	<p>【削除】</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員) <u>第20条 本会社の取締役は、15名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) <u>第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</u> <u>2. 前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) <u>第22条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) <u>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>2. 取締役会は、その決議によって会長1名、社長1名、必要に応じてその他の役付取締役若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>役付取締役</u>) <u>第23条</u> <u>取締役会の決議をもって、会長、社長および副社長各1名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(<u>取締役会</u>) <u>第24条</u> <u>取締役会は取締役をもって構成し、特に法令または定款の定める事項のほか本会社の重要な業務の執行を議決する。</u></p> <p>(<u>取締役会の招集および議長</u>) <u>第25条</u> <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>取締役会は取締役および監査役</u> <u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを</u><u>経ないで開く</u><u>ことができる。</u> <u>法令に別段の定めある場合を除き</u><u>会長が取締役会を招集しその議長となる。会長を置かない場合あるいは会長に事故あるときは社長、</u><u>会長および社長ともに事故あるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(<u>取締役会の決議方法</u>) <u>第26条</u> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>(<u>取締役会の招集および議長</u>) <u>第24条</u> <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 取締役会は、</u><u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを</u><u>経ることなく開催</u><u>することができる。</u> <u>3. 法令に別段の定めがある場合を除き</u><u>取締役会長が取締役会を招集しその議長となる。</u> <u>4. 取締役会長を置かない場合あるいは</u><u>取締役会長に事故があるときは</u><u>取締役社長が、</u><u>取締役社長に事故があるときは、</u><u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(<u>取締役会の決議の省略</u>) <u>第25条</u> <u>本会社は、会社法第370条の要件を</u><u>充たしたときは、</u><u>取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>取締役会の議事録</u>) <u>第27条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>【新設】</p> <p>(<u>報酬および退職慰労金</u>) <u>第28条 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会において、これを定める。</u></p> <p>【新設】</p> <p>(<u>相談役・顧問</u>) <u>第29条 取締役会の決議をもって相談役または顧問を置くことができる。</u></p>	<p>【削除】</p> <p>(<u>取締役会規則</u>) <u>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>) <u>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約に関する定め</u>) <u>第28条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</u></p> <p>(<u>相談役・顧問</u>) <u>第29条 取締役会は、その決議によって相談役または顧問を置くことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="172 142 490 167">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="120 201 292 226">(監査役の定員)</p> <p data-bbox="116 228 468 254">第30条 監査役は4名以内とする。</p> <p data-bbox="183 258 546 344"><u>監査役に欠員を生じた場合、法定員数を欠かないときは補欠選挙を延期することができる。</u></p> <p data-bbox="120 376 292 402">(監査役の選任)</p> <p data-bbox="116 405 546 459">第31条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="183 464 546 550">前項の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p data-bbox="120 639 292 665">(監査役の任期)</p> <p data-bbox="116 668 546 754">第32条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="183 759 546 845">補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p data-bbox="120 934 269 960">(常勤監査役)</p> <p data-bbox="116 963 546 1017">第33条 <u>監査役の互選により常勤の監査役を置く。</u></p> <p data-bbox="120 1049 241 1075">(監査役会)</p> <p data-bbox="116 1078 546 1254">第34条 <u>監査役会は監査役をもって構成し、法令に定める権限を有するほか、その決議をもって監査役の職務の執行に関する事項を決めることができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>	<p data-bbox="624 142 943 167">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="573 201 744 226">(監査役の定員)</p> <p data-bbox="568 228 999 282">第30条 <u>本会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p data-bbox="573 376 744 402">(監査役の選任)</p> <p data-bbox="568 405 999 459">第31条 監査役は、<u>株主総会の決議により選任する。</u></p> <p data-bbox="636 464 999 610">2. <u>前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="573 639 744 665">(監査役の任期)</p> <p data-bbox="568 668 999 784">第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="636 789 999 905">2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="573 934 744 960">(常勤の監査役)</p> <p data-bbox="568 963 999 1017">第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p data-bbox="573 1049 654 1075">【削除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを<u>経な</u><u>いで開く</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>【新設】</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第38条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会においてこれを定める。</p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを<u>経ることなく開催する</u>ことができる。</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【新設】</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(決算期) 第39条 本会社の<u>決算期</u>は毎年3月31日とする。</p> <p>(利益配当金) 第40条 本会社の<u>利益配当金</u>は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に支払う。</p> <p>(配当金支払期間) 第41条 <u>利益配当金</u>は、支払確定の日から満3年を経過しても受領のないときは、本会社は支払いの義務を免れるものとする。未払配当金に対しては利息を付けない。</p> <p>(転換社債の転換と配当金) 第42条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求がなされた日の属する<u>営業年度</u>の初めに転換があったものとみなして支払うものとする。</p>	<p>(<u>社外監査役との責任限定契約に関する定め</u>)</p> <p>第37条 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金1,000万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第38条 本会社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>) 第39条 本会社の<u>剰余金の期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p> <p>(<u>配当金の除斥期間等</u>) 第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、</u>支払確定の日から満3年を経過しても受領のないときは、本会社は支払いの義務を免れるものとする。 2. 未払配当金に対しては利息を付けない。</p> <p>(<u>転換社債の転換と剰余金の配当</u>) 第41条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の剰余金の配当は、転換の請求がなされた日の属する<u>事業年度</u>の初めに転換があったものとみなして支払うものとする。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 当社における地位および担当	所有する当社の株式の数
1	佐々木 正 丞 (昭和9年4月21日生)	昭和32年4月 当社入社 昭和49年8月 同取締役 昭和52年6月 同常務取締役 昭和57年6月 同代表取締役・常務取締役 昭和61年7月 同代表取締役・常務取締役 営業本部長 昭和63年6月 同代表取締役・専務取締役 営業本部長 平成2年6月 同代表取締役社長 平成14年6月 同代表取締役会長 現在に至る	341,407株
2	前 泉 洋 三 (昭和24年5月4日生)	昭和48年4月 当社入社 平成10年6月 同取締役 平成12年6月 同常務取締役 平成14年6月 同代表取締役社長 営業本部長 平成16年7月 同代表取締役社長 現在に至る	43,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況 当社における地位および担当	所有する当社 の株式の数
3	大 槻 博 (昭和24年7月11日生)	昭和47年10月 当社入社 平成10年6月 同取締役 平成11年6月 同取締役営業副本部長 平成12年6月 同常務取締役営業副本部長 平成14年6月 同代表取締役副社長 生産供給本部長兼天然ガス 転換本部長 平成16年7月 同代表取締役副社長 天然ガス転換事業部・技術 開発研究所・技能開発セン ター担当 天然ガス転換事業部長 現在に至る	34,000株
4	濱 多 悟 (昭和26年6月6日生)	昭和49年4月 当社入社 平成9年12月 同企画部情報システム室長 平成11年6月 同業務高度化推進プロジェ クトチームリーダー 平成12年6月 同取締役業務高度化推進プ ロジェクトチームリーダー 平成13年4月 同取締役業務高度化推進プ ロジェクトチーム部長 平成16年6月 同常務取締役業務高度化推 進プロジェクトチーム部長 平成16年7月 同常務取締役 リビング事業部担当 リビング事業部長 現在に至る	25,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況 当社における地位および担当	所有する当社 の株式の数
5	花 坂 耕 治 (昭和26年12月21日生)	昭和49年4月 当社入社 平成10年6月 同経理部長 平成12年6月 同取締役経理部長 平成14年6月 同取締役営業副本部長兼営業推進部長 平成16年7月 同取締役総務担当部長 平成17年6月 同常務取締役総務担当部長 平成17年7月 同常務取締役 コーポレートスタッフ部門 統括 業務高度化推進部・資材・ 経理財務・人事担当 現在に至る (他の法人等の代表状況) 北ガスシステムサポート株式会社取締役社長 株式会社エフ・シー・プラン取締役社長	26,155株
6	岡 崎 哲 哉 (昭和27年11月30日生)	昭和52年4月 当社入社 平成14年6月 同経理部長 平成16年6月 同取締役経理部長 平成16年7月 同取締役資材兼経理財務担当部長 平成17年7月 同取締役 地域開発・経営企画担当 地域開発兼経営企画担当部長 現在に至る	8,155株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 当社における地位および担当	所有する当社の株式の数
7	伊藤 亨 (昭和15年9月30日生)	昭和39年4月 東京瓦斯株式会社入社 平成12年6月 同常務取締役 お客さまサービス本部長 平成14年6月 同社退社 平成14年6月 東京ガス・エンジニアリング株式会社取締役会長 平成17年3月 同社退社 平成17年6月 当社取締役 現在に至る	2,000株
8	丸子 彰 (昭和25年11月28日生)	昭和49年4月 当社入社 平成12年6月 同小樽支社長 平成13年6月 同天然ガス転換センター所長 平成16年7月 同技術開発研究所長兼技能開発センター所長 現在に至る	2,000株
9	野田 雅生 (昭和28年4月26日生)	昭和63年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 林田・柏木・田澤法律事務所勤務 平成3年4月 野田純生法律事務所(現、野田総合法律事務所)勤務 現在に至る 平成15年4月 東京地方裁判所民事調停委員 現在に至る	0株

- (注) 1. 取締役候補者花坂耕治氏は北ガスシステムサポート株式会社の代表取締役であり、当社は同社との間に印刷物の発注、システム開発の委託等の取引関係があります。
2. 野田雅生氏の所属する法律事務所と当社との間には、法律顧問契約に基づき法律相談業務の委託の取引関係があります。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 伊藤 亨氏および野田雅生氏は、社外取締役候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

第2号議案の承認可決を条件に、社外出身者による多角的な視点による監査体制の充実を図るため、1名を増員いたしたく、その選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 当社における地位および担当	所有する当社の株式の数
河村耕作 (昭和18年9月30日生)	昭和43年4月 北海道採用 平成11年5月 同石狩支庁長 平成12年4月 同総合企画部構造改革推進室長 平成13年4月 同北海道立札幌医科大学事務局長 平成15年5月 同出納長 平成18年3月 同退職 平成18年4月 北海道開拓記念館長 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河村耕作氏は、社外監査役候補者であります。

第 5 号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに取締役
および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち
切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます高橋雄介氏、小林信介氏、種畑 徹氏および早崎正一氏の 4 氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、当社は、本総会終結の時をもって役員退職慰労金を廃止し、年間報酬に一本化することいたしました。これに伴い、第 3 号議案をご承認いただいた場合に再任される取締役の 7 氏および任期中の監査役 4 氏に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社の定める基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給いたしたいと存じます。なお、その支給の時期は取締役または監査役を退任する時とし、具体的金額および方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
高 橋 雄 介	平成12年 6 月 当社取締役 平成16年 6 月 同常務取締役 現在に至る
小 林 信 介	平成14年 6 月 当社取締役 現在に至る
種 畑 徹	平成14年 6 月 当社取締役 平成17年 6 月 同取締役（非常勤） 現在に至る
早 崎 正 一	平成14年 6 月 当社取締役 現在に至る

退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
佐々木 正 丞	昭和49年 8月 当社取締役 昭和52年 6月 同常務取締役 昭和57年 6月 同代表取締役・常務取締役 昭和63年 6月 同代表取締役・専務取締役 平成 2年 6月 同代表取締役社長 平成14年 6月 同代表取締役会長 現在に至る
前 泉 洋 三	平成10年 6月 当社取締役 平成12年 6月 同常務取締役 平成14年 6月 同代表取締役社長 現在に至る
大 槻 博	平成10年 6月 当社取締役 平成12年 6月 同常務取締役 平成14年 6月 同代表取締役副社長 現在に至る
濱 多 悟	平成12年 6月 当社取締役 平成16年 6月 同常務取締役 現在に至る
花 坂 耕 治	平成12年 6月 当社取締役 平成17年 6月 同常務取締役 現在に至る
岡 崎 哲 哉	平成16年 6月 当社取締役 現在に至る
伊 藤 亨	平成17年 6月 当社取締役（非常勤） 現在に至る
井 川 洋	平成12年 6月 当社常勤監査役 現在に至る
越 前 谷 正 俊	平成12年 6月 当社常勤監査役 現在に至る
安 達 正	平成15年 6月 当社監査役（非常勤） 現在に至る
高 橋 賢 治	平成16年 6月 当社監査役（非常勤） 現在に至る

第 6 号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件

現在の取締役および監査役の報酬額は、平成 6 年 6 月 29 日開催の第 148 回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額 2,300 万円以内、監査役の報酬額を月額 500 万円以内とそれぞれ承認いただき今日に至っておりますが、第 5 号議案で記載いたしましたとおり役員退職慰労金を廃止して年間報酬に一本化するとともに、取締役につきましては、その報酬等の年額の枠内で賞与を支給可能とし、監査役につきましては、第 2 号議案および第 4 号議案で記載いたしましたとおり 1 名増員による監査体制の充実を図ることに伴い、取締役の報酬等の額を年額 3 億円以内に、監査役の報酬等の額を年額 1 億円以内にそれぞれ改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

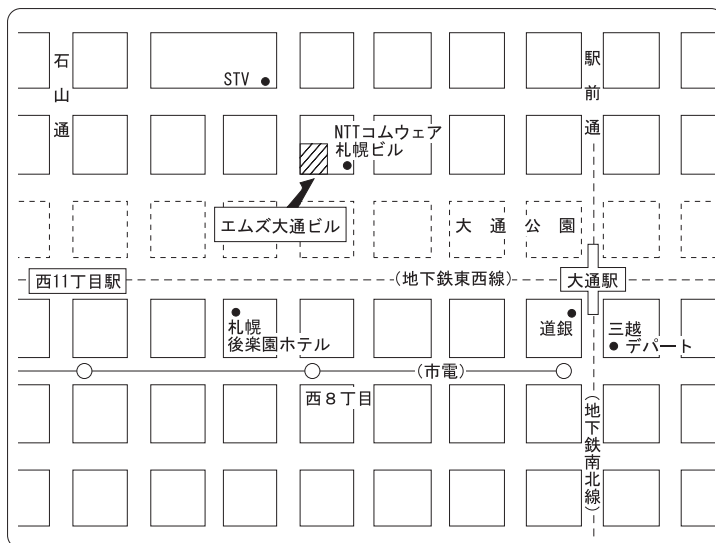
また、現在の取締役の員数は 11 名、監査役の員数は 4 名ですが、第 3 号議案および第 4 号議案が承認可決されますと、取締役の員数は 9 名、監査役の員数は 5 名となります。

以上

株主総会会場ご案内

会 場 札幌市中央区大通西7丁目3番地 1
エムズ大通ビル 4階 当社会議室

会場付近略図



1. 地下鉄 大通駅より 徒歩約10分
西11丁目駅より 徒歩約5分
市電 西8丁目停留所より 徒歩約3分
2. 会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。